

拠出金名:コンピュータ機器廃棄物適正管理事業拠出金

国際機関等名	バーゼル条約事務局 (英文名称・略称) Secretariat of the Basel Convention (SBC)				
種 別	国連(事務局)	国連(基金・計画)	国連専門機関	その他	
所管官庁担当課名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室				
最近3年間の我が国支払額及びODA率					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成21年度	37,389			円建て	0
平成20年度	39,211			円建て	0
平成19年度	42,166			円建て	0
当該拠出金の目的・用途等	コンピュータ機器廃棄物適正管理事業支援				
拠出上位5ヶ国・地域・機関等 (2009年のもの)				国際機関等の財政 (2009年度決算)(米ドル)	
	国 名	金額 (千ドル)	拠出率(注) (%)		
1位	日本	871,222	20.8	当該年度の収入 8,352,022	
2位	ドイツ	449,499	10.7	当該年度の支出 7,461,615	
3位	英国	348,091	8.3	次年度への繰越 890,407	
4位	フランス	330,220	7.9	会計検査機関名	
5位	イタリア	266,178	6.4	国連会計検査委員会 (UN Board of Auditors) (現在の構成員の出身国:英、中、南ア)	
当該機関等に対する我が国としての評価 (合理化、機能強化のための改革が行われているか、当該機関等の政策に対する我が国の意見の反映度を含む)					
バーゼル条約事務局は、条約に定められた業務(締約国への通報等)を遂行するため、ジュネーブに設置されている。我が国は、バーゼル条約事務局の協力のもと、平成17年よりアジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業を行っている。平成19年度より事業に係る資金を事務局への拠出金とし、各国において、電気電子機器廃棄物のインベントリー作成、分別・収集パイロット事業等を行っている。平成21年度より関連するプロジェクトのコンピュータ機器廃棄物適正管理事業への拠出金とし、引き続き各種プロジェクトへの支援を行っている。 プロジェクトの採択、実施、評価に至る一連のプロセスにおいて、我が国は極めて強い発言力を有している。 平成20年6月に行われた第9回締約国会合において、事務局機能の合理化等の観点からロッテルダム条約やストックホルム条約とのシナジーに向けた検討が進められるとともに、これまでの2か年予算の諸経費を抑え、予算規模の増大をできる限り小さくするとの観点から、現会計年度に限り3か年予算が採択された。我が国はバーゼル条約事務局に対する最大の拠出国として、こうした活動の進展を評価している。					
邦人職員数	0人		当該機関全体の職員数	21人	
うち幹部以上	うち 0人		及び邦人職員が占める率	0%	
邦人職員が占めている幹部ポスト					
ポストの名称		職 員 氏 名		備 考	
当該機関重要ポストへの邦人職員送り込みについての具体的な計画					
幹部ポストへの邦人職員送り込み実現に向けて引き続き努力する。					

(注) 我が国と各国とは会計年度が異なるため、拠出率については暦年となっている。